

名家連ニュース

平成30年3月1日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 511号

▶▶ 2月24日(土) 第5回 家族SST講座 ◀◀

18名の家族が参加し、2カ月ぶりの顔合わせだったのでお互いの近況報告をしました。一人の母親が今までの振り返り「自分を褒めてやりたい」と言った言葉に感動し、みんなも自分を褒めてやれることを無記名で紙に書いて集めました。「朝起きたら鏡を見て笑顔でおはよう」「ポジティブな対応で関係が良くなってきた」「リラックスするためにコンサートに行く」などの事例が紹介され、日常生活の質を向上させるうえで参考になりました。



参加者の様子を振り返ると、当初は、不安とか悪いことばかりが出されていましたが、今は、理解ができるようになり、前向きに受け止められるようになってきたように思われます。(担当:大橋)



家族会代表者会議開催のご案内



【日時】平成30年3月17日(土) 午後1時30分～ 【会場】家族相談室

今回は名古屋市障害企画課から「保健所の改編」について説明を受けます。また、今年度の総会の課題等について意見交換を行いますので万障繰り合わせのうえご参加いただきますようご案内申し上げます。

第75回 労働政策審議会障害者雇用分科会資料抜粋②

◆精神障害者の雇用対策の推進

精神障害者については、企業で雇用される精神障害者の数が増加し、改正法により平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることとしたことを踏まえ、企業に対する支援の強化、精神障害者に対する更なる就労支援の充実を図る。



具体的には、精神障害者を対象とする障害者トライアル雇用の助成額及び支給期間を拡充するなどの各種助成措置の充実を図りつつ、段階的に勤務時間を引き上げる等、適切な雇用管理により職場への定着を推進することを始め、福祉、教育、医療等の関係機関との緊密な連携の下に、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の一体的な支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)や精神障害者雇用トータルサポーターによるきめ細かな人的支援を含め、職業リハビリテーションの措置の的確な実施に努めることにより、雇用の促進及び継続を図る。また、職場環境への適応、適切な対人関係や労働習慣の形成等の観点から、就労移行支援事業等との連携を図る。さらに、職場の同僚や上司が精神障害について正しく理解し、企業内において温かく見守り支援する応援者を養成するための精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催する。

◆障害者の人権の擁護、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供

障害者虐待防止法に基づき、事業主は障害者虐待の防止等を図る。また、障害者差別及び合理的配慮の提供について問題が生じており、企業内での自主的な解決が困難な場合には、その問題解決及び再発防止のために、都道府県労働局長による紛争解決援助や障害者雇用調停会議による調停を活用する。

